慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	新和歌集撰者考:西円法師をめぐって
Sub Title	
Author	小林, 一彦(Kobayashi, Kazuhiko)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication	1988
year	
Jtitle	三田國文 No.9 (1988. 6) ,p.31- 44
JaLC DOI	10.14991/002.19880600-0031
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00296083-19880600-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新和歌集撰者考

――西円法師をめぐって―

はじめに

1

地方歌壇の嚆矢とも言うべき字都宮歌壇の、その最大の達成とし地方歌壇の嚆矢とも言うべき字都宮歌壇の、その最大の達成とし、東国文学圏の有様を探る上でも意味があ時、その撰者像の解明は、東国文学圏の有様を探る上でも意味があ時、その撰者像の解明は、東国文学圏の有様を探る上でも意味があ時、その撰者像の解明は、東国文学圏の有様を探る上でも意味があ時、その撰者像の解明は、東国文学圏の有様を探る上でも意味があ時、その撰者像の解明は、東国文学圏の有様を探る上でも意味があ時、その撰者像の解明は、東国文学圏の有様を探る上でも意味があ時、その撰者像の解明は、東国文学圏の有様を探る上でも意味があ時、その撰者像の解明は、東国文学圏の有様を探る上でも意味があ時、その撰者像の解明は、東国文学圏の有様を探る上でも意味があ時、その撰者像の解明は、東国文学圏の有様を探る上でも意味があら。

について論究を加えてみたい。

する諸問題についても、些かの言及を試みたものである。を手がかりに、撰者を推定することを主たる目的とし、併せて関連小稿は、新和歌集を様々な角度から検討・考察し、その内部徴証

小林一彦

集にとって重要な歌人であったことは確実である。以下、西円法師の巻尾を飾る、巻十の巻軸にその詠歌が配されているなど、新和歌宇都宮氏一族を除いた場合浄意に次いで二位)を数えるほか、同集法師を取り上げる。西円は、新和歌集への入集歌数一七首(七位、都宮歌壇について考察を試みた。小稿では、彼ら二人に続いて西円前稿においては、笠間時朝・浄意法師を中心に、新和歌集及び字

資料も存在しない。『作者部類』の記事は、後述するよう に、西円息あたらず、また、他に彼が宇都宮氏の出身であったことを物語る(法師俗名宇/都宮播磨)」と注記する。これによれば、西円の出て、一首入集する勅撰歌人であり、『勅撰作者部類』は「西円ところが、宇都宮氏の系譜類には西円に該当すると思われる人物はところが、宇都宮播磨)」と注記する。これによれば、西円の出撰集』に一首入集する勅撰歌人であり、『勅撰作者部類』は「西円機集』に一首入集する勅撰歌人であり、『勅撰作者部類』は「西円出版部位名字/本書に表示するよう。

後藤基政らと対等に親交を結んでおり、また、鎌倉の鶴岳社十首に も参加出詠するなど(新和歌集二三四)、やはり然るべき一族の 定される。しかし、これも後で詳しく触れるが、西円は、 を幡磨坊といったこと等の理由により、誤って記された可能性も想 が宇都宮に住し、泰綱・時朝ら宇都宮氏と親しかったこと、その名 源親行

Ш

『沙石集』は、西円について

については、現段階では保留としておきたい。

問題は、なお今後の検討課題とし、宇都宮氏の一族であったか否か 身であった可能性は高いと言えよう。従って、西円の出自に関する

歌人、幡磨坊、感じて落涙しけるといへり。 と云ふ句難句なりけるに、明覚坊、 宇都宮にて連歌有りけるに、 我宿のそともにうゑし三年竹 親わかくして子は老いにけり

を引こう。 れるが、 という話を収めている。ここに「歌人」と記されている点も注意さ 西円が宇都宮に居住していたことも併せ伝えており、 注意

ないものと思われる。

『異本紫明抄』は、先行する複数の注釈書が

べても、注意が向けられてよい。また、時朝の家集によれば、 政各一首という状況にありながら、五首の入集は、西行の七首と比 ತ್ಠ 『東撰和歌六帖』(九首・一四位)、『拾遺風体和歌集』(五首・一七 などの東国の諸撰集にも、相当数の入集が確認されるからであ 特に『拾遺風体和歌集』において、親行二首、時朝・浄意・基 西円

とは、疑い得ない。すなわち、新和歌集(一七首・七位)をはじめ、

るものの、

さて、

勅撰集への入集こそ『新後撰集』の一首を数えるにとどま

西円が東国文学圏において重きをなした人物であったこ

撰者であったことが確認され、詠作面にとどまらず、 としてもその力量を発揮していたことが窺われる。 は『楡関集』・宇都宮打聞と号した『新玉集』の、二つの私撰 集 私撰集の撰者

量的にも多く、伊行『源氏釈』や定家『奥入』などの先行する注釈 語』の諸注を集成したものである。『異本紫明抄』の引く西円 釈 伊行定家等抄物幷談儀聞書等書写了」とある如く、当時の『源氏物 とは、ほぼ間違いない。『異本紫明抄』は、 れており、西円の手になる『源氏物語』の注釈書が存在していたこ 跡を残している。『異本紫明抄』には西円の説がまとまって引 用 西円は、源氏研究の面においても、当時の東国にあって重要な足 第一冊の奥書 に「見合 は

注釈書との量的な比較において、西円が新たに加えた注も少なくは 行注釈書の影響は当然顧慮されて然るべきであろう。しかし、先行 西円釈は、そのすべてが西円独自の注であったとは考えられず、先 書に比べて、より規模の大きい源氏注釈書であったことが窺える。

知られる、 め量的にもかなりのものであったと思われる。『異本紫明抄』から う。従って西円の注釈は、

先行する諸注に対して、

独自のものを含 て西円の名のみ記すとは、やはり常識では考えられない と言 えょ 氏釈』に既にあり、西円釈にも存する注に対して、定家を押し退け を取る。『異本紫明抄』において「西円(釈)」としか記されていな 同様な注文を記している場合、その注釈書名を列挙するという形式 い注は、西円独自のものであった可能性が高い。例えば定家の『源 注釈にあたって西円が独自に引用したと見られる和漢の

典籍のうち、 『古今集』『後撰集』『拾遺集』『後拾遺集』『万葉集』『古 今 六 出典を確認し得たものを示すと以下の如くである。

任集(引用は道長の歌)』『三代実録』『栄華物語』『伊勢物語』 帖』『人丸集』『赤人集(古今序にも)』『小町集』『業平集』『躬 集』『道綱母集』『冷泉院御集』『紫式部集』『和泉式部集』『公 恒集』『貫之集』『頼基集』『朝忠集』『元輔集』『兼盛集』『高光

『白氏文集』『法華経 『大和物語』『宇津保物語』『枕草子』『北山抄』『周礼』『史記』

き、身近に披見し得た書物は質量ともにかなりのものであったと思 物を持っていたであろうことは、想像に難くない。 彼が 手 元 に お 質とが問題となったものと思われる。西円も、手元に相当な量の書 たであろう。とすれば、やはり自説の裏付けとなる証拠文献の量と から成果が披露され、あるいは論争が行われることも少なくなかっ あっては、後に触れるように、源氏談議などの場でそれぞれの立場 に西円が見ていた可能性が強い。源氏研究が盛んに行われた当時に る。そうした注は西円独自のものであると考えられ、引用書は実際 ず、『異本紫明抄』も「西円(釈)」としか記していない引用も存す れないであろう。しかし、その中には、今日現存の先行諸注に見え 概にそれら引用書物のすべてを西円自身が披見していたとは断じら また『北山抄』といった故実書の名も見受けられる。 もとより、 めとする勅撰集、さらには私撰集、私家集の類にまで及んでいる。 引用書は『白氏文集』『史記』といった外典から、『古今集』をはじ 『異本紫明抄』に西円釈として引かれていることを根拠として、一

さて、 『異本紫明抄』中、 もっとも注目される記事が次のもの で

…… (前略) ……鶯のふるすをとへるとつる伏所可詠也、

何

問 **覚条、被教負子之謂歟。……仍令進上押書之状如件、** 閇之由、喧詞令論申之処、如此御報等者、料簡之瑕瑾和歌之恥 也云々。仍播公出押書云、此字、文の心と申、地体と申、可為 三月廿八日 辱也、仍自今如此之固論僻案不可出言、廿余年此道之稽古所、 必一准、且此事、去建長五年三月廿八日談議之時、 一時空成畢、就中於源氏事者、於此御亭雖為先達、為末学顕不 |和歌之有議、付被返状各為自身簡振之由可出 押 昼 云 々。然(書ヵ) 尋申典厩相訪壱州、河州李部、東禅門等之処、皆いとつる(ギン 教隆予等日間也、 榆柳営隠淪釈西円 両方相論終以不心行。仍相議云、尋問当 西 一円云 閇

る。同氏に導かれつつ、おおよその内容を略述すれば、『源氏物語(4) 西円自身が「源氏物語の研究に取り組んで二十余年」「末学の 者 に それぞれ一二首・一○首・九首と入集する有力歌人であることも、 師らとの交流が確認され、注意を要する。彼ら三人が、新和歌集に を撤回した、というものである。西円と後藤基政・源親行・素暹法 を求めたところ、返事が全て「とへる」であったため、西円が自説 州(後藤基政)・河州李部(源親行)・東禅門(素暹法師)らに意見 る」であると反論した。そこで、典既(藤原伊信)を使者にして壱 初音の歌(谷のふるすをとづ〔へ〕るうぐひす)の解 釈 を め この記事については、既に稲賀敬二氏により詳しい御考 説が のは、看過し得ない記述である。建長五年当時の生存(それもある 教えられるとは負うた子に教えられたも同然である」と言っている 注意しておく必要があろう。そのほか留意すべき点は多いが、特に て、「とづる(閇)」か「とへる(問)」か意見が分かれた。西 円 「とづる」を主張し、教隆と「予」(『異本紫明抄』撰者)は「とへ 存 ぐっ す

2

である。の源氏研究の主要なメンバーのひとりとして位置づけることは容易の源氏研究の主要なメンバーのひとりとして位置づけることは容易このほか『河海抄』にも西円の説が散見され、今日、西円を東国

紫明抄』には、西円釈として公任の『北山抄』が引かれており、 あっては、その必要性はいやが上にも増大すると言えよう。『異本 であったことは、衆目の認めるところであったものと思われる。 を述べるまでもなく、当時の東国にあって、西円が第一級の文化人 の所作礼法にも通じていたはずである。東国の諸撰集における位置 である一方、勅撰歌人で私撰集の撰者たり得た西円は、 かったであろうことを物語るものであると認められよう。源氏学者 ことが窺える。また、そのことは同時に、西円が有識の知識に明る 物語』の舞台である都から遠く離れた、宮廷生活とは無縁の東国 有職故実に関する知識が要求されたものと思われる。まして『源氏 鎌倉時代においても、『源氏物語』を読み解くにあたり、相 故実書を手元において、そうした知識を知り得る位置にいた 歌合や歌会 当 西 な 尼

なりの典籍を手元において、古典研究と作歌活動に勤しんでいたこ

西円法師は、宇都宮に住していた僧侶歌人であり、質量ともにか

字都宮歌壇の諸活動のうち、新和歌集中の歌会・歌合・勧進和歌字都宮歌壇の諸活動のうち、新和歌集中の歌会の類を、見方をひえ、新和歌集への採歌状況、つまり撰歌の資料としての立場から表の値しについては、既に前稿に述べた通りである。前 稿 に お い等の催しについては、既に前稿に述べた通りである。前 稿 に お い

であること、及びその参加歌人の顔ぶれから、同歌会が宇都宮歌壇 もかかわらず、同十首からの新和歌集への入集は一六首 に えよう。しかし、 田の地に一同に会したかの感がある。光俊を招いての大々的な歌会 を代表する地元東国の歌人達が、京から下向の光俊を迎え、 証定・時家・朝景・蔭清・光俊・政家ら、十人を数える。 り得る参加歌人を列挙すれば、 稲田神社において催行された。講師は時朝である。 における最大の催しであったことは、ほとんど疑いを入れないと言 稲田姫社十首歌会は、時朝の所領である常陸稲田の地に鎮座する この数字は、 宇都宮歌壇にとって甚だ意義深い催しであったに 稲田姫社十首の性格に鑑みて、 時朝をはじめ、 泰綱・浄意・西円 新和歌集への採歌 新和歌集より知 新和歌集 過ぎな

歌人が顔を揃えた重要な歌会であれば、より多くの入集が自然であ が少な過ぎるとは言えまいか。遠来の光俊を招き、新和歌集の主要 たにもかかわらず意外に低いものであったと言わざるを得ない。 首に下した撰集資料としての評価は、宇都宮歌壇最大の催しであっ ように思われるのである。撰者が新和歌集を編む上で、稲田姫社十 ろう。少なくとも一六首というような採歌数にとどまることはない

歌合からの新和歌集への入集は勢い多くなるのが自然であろう。し されていたかを検討することは、意味があろう。新和歌集への両歌 て、石川速夫氏は景綱を想定されている。景綱説を再吟味する上で 合は、その歌合の規模に比して、新和歌集への入集が少な過ぎると は僅か四首であった。新和歌集の撰者が景綱であったとすれば、両 合からの入集歌数は、百五十番歌合が一三首、五十番歌合に至って も、これら二つの歌合が、どの程度新和歌集の撰集資料として使用 模の催しであったことが容易に想像できよう。新和歌集の撰者とし を加えたい。この二つの歌合は、その番数から推しても、相当な規 かし、実際はむしろそうではなく、景綱百五十番歌合・同五十番歌 次に、景綱の主催した百五十番歌合・同五十番歌合について検討

係の歌合・歌会等の催しは、新和歌集の撰集資料として、それほど らの新和歌集への入集も多いとは言えない。言い換えれば、景綱関 ことになろう。宇都宮宗家の景綱が撰者であったと考えるよりは、 重きをなしていなかった、主たる撰集資料たり得なかった、という る歌人達とは、その顔ぶれが異なっており、また、そうした催しか 合・歌会等に参加・出詠している歌人達は、新和歌集に多数入集す 既に前稿での検討結果からも明らかなように、景綱の主催する歌

たい。

の宇都宮宗家の人々も、篤く仏教に帰依している。

ここで、当時の神宮寺の有り様を、

古記録により簡単に辿ってみ

言わざるを得ない。

偸集』全六九五首との共通歌は、僅かに四首であることも、景綱撰新和歌集に四八首選入されている彼の歌のうち、彼の家集『沙弥蓮 者説には不都合な点であると言えよう。 める新和歌集が、年若い景綱の手によって編まれたとは考え難い。 ではあるまいか。嘆老・哀傷の歌や、世の無常を詠じた歌を多く収 むしろそれ以外の人物に、新和歌集の撰者を求めたほうがより自然

撰集資料にほかならないからである。 は中心となった撰集資料は何であったか。このことを考察すること われる。その歌稿こそが、撰者がもっとも手近に置いて参考とした 新和歌集の撰者によって、もっとも採歌の対象にされた、 新和歌集の実質的撰者を想定する上で、極めて重要であると思 つまり

は、

3

前稿において、

詞書にその主催者が明記されていないことを理由

は珍しくなかった。頼綱 淆が盛んで、その結果、神社の境内などに神宮寺が構築されること 下、この催しについて、詳しく考察を試みたい。 明神に、建立された寺院である。当時は本地垂迹思想による神仏混 に考察の対象外とした催しに、宇都宮神宮寺二十首があった。 宇都宮神宮寺とは、代々宇都宮氏がその社務職を相伝する宇都宮 (蓮生) をはじめ、元来は神官であるはず 以

項を成文化したもので、武家家法の先駆的存在としても注目されて 『宇都宮弘安式条』は、宇都宮氏及びその家臣団の守るべき諸事

中には、神社・神宮寺に関する条項が二十四箇条の多きにわたって の制定は景綱の時代であったことが知られる。同式条全七十箇条の 含まれている。そのうち、第二条・第三条は、次のような条文より いる。冒頭に「私定置条々 弘安六年癸未」とあることにより、そ

神宮寺併尾羽寺往生院善峰堂塔庵室等、可加修理事(第

志、若有破損之聞者、早速可令修治也、

右、伽藍之洪基者、累祖之氏寺也、土木之構、

起自父祖

一之懇

中の詠歌等によっても窺知することが可能である。(12)ち、宇都宮の地が僧侶の参集の地であったらしいことは、

新和歌集

一、当社学頭・事(第三条)

右、令置衆中之学頭者、為抽向後之聖目也、然者当寺止住之禅

侶、稽古抜群之名誉、誠無其陰者、須用其仁也、

学頭を置く、というものである。当時、宇都宮に多数の僧侶が居住 らせていたことが読み取れ、甚だ興味深い。この他、同 式 条 中 に ら、碩学の人物を選んで学頭とし、僧侶達の取り纏めと指導に当た していたことが確認できるとともに、神宮寺に止住する供僧の中か その陰りなき」人物を選んで、「向後の聖目に抽んでんがため」に 規定である。内容は、「当寺に止住の禅侶にして、稽古抜群の 名 誉 じる神宮寺の重要性が容易に看取されよう。続く第三条は、学頭の の修理規定であることを思う時、字都宮氏の依り処である明神に準(8) 第二条では、神宮寺の構築が「父祖の懇志」であるとし、破損の場 は、神宮寺の供僧が心得るべき諸事についての細かい取り決めも多 合の速やかな修理を義務づけている。第一条が宇都宮明神について

ところで、同時代とはいえ、『弘安式条』は新和歌集の成立に 遅

ではないか。後に引く『明月記』寛喜元年(一二二九)の記事は、 て成文化したもの」と考える方が、より自然であると思われ、新和(9) その時点での神宮寺の存在を物語っている。また、弘安年間に先立 歌集の撰集期においては、既に神宮寺の諸機能は整いつつあったの より、「以前からすでに代々にわたって行われていた慣行を、 れら神宮寺の諸規定は、弘安六年において初めて定められたと見る れること約二〇年、僅かではあるが後代の史料である。しかし、こ

ことができる。新和歌集の歌人全一八六人中、僧侶歌人は六五人を で、名も無き僧侶歌人達の歌を幅広く蒐集した撰集である、と言う 寡によらず、その構成歌人のみに着目した時、新和歌集とは、 される主要歌人の、その殆どは宇都宮氏の一族によって占められて いた。しかし、一部の主要歌人を考慮の外に置いて、入集歌数の多 した撰集であった。確かに、上位入集歌人や、巻頭巻軸をもって遇 さて、新和歌集とは、宇都宮氏を中心にその関連する詠歌を蒐集 一方

居住していた。このように考えてくると、宇都宮氏一族の撰集とも 言える新和歌集に、歌を採られている多くの僧侶歌人達が、宇都宮 保護がなされていた。宇都宮は僧侶参集の地であり、多くの僧侶が されており、明神同様に重要な寺院として、宇都宮氏により手厚い 宇都宮氏が社務職を相伝する宇都宮明神の傍らには、神宮寺が建立 る。新和歌集は、宇都宮氏に関係の深い詠歌を蒐集していた。その 占め、そのうち一首のみの入集が二七人、二首入集が一○人を数え

神宮寺と無関係であったとは考え難い。 そして、そのような僧侶歌人達の代表とでも言うべき存在が、

新

を問わず、宇都宮氏の人々(泰綱・時朝・時家ら)と、歌席に於て和歌集に一七首の入集を数える西円法師であった。彼は、宗家庶家

に述べた。西円の時代から、この「学頭」の制度が行われていたか宮寺の僧侶のうち碩学の者を学頭とする規定が見られることは、先かなりの地位にいた僧侶ということになろう。前稿をも含め、これまでりの地位にいた僧侶ということになろう。前稿をも含め、これまでりの地位にいた僧侶ということになろう。前稿をも含め、これまでりの地位にいた僧侶ということになろう。前稿をも含め、これまでりの地位にいた僧侶ということになろう。前稿をも含め、これまでりの地位にいた僧侶ということになろう。前稿をも含め、これまでりの地位にいた僧侶ということになる。

のと想像されるのである。

については、今日確認するすべを持たない。

しかし、

西円が『式

障子歌について簡単に触れておきたい。これについては、『明月記』いる。宇都宮神宮寺二十首についての具体的な考察に移る前に、同宮寺障子歌に」と題する定家・家隆の歌が合わせて五首収められて新和歌集には、宇都宮神宮寺に関わる詠歌群と して、「宇都宮神

に次の如き記事が存在する。

山、秋、春日山、同)秀歌多。可恥。行能朝臣可書云々。世以山、朳、)。前宮内卿(吉野山、春、二上山、三輪山、夏、龍田(葛木山、春、久米磐橋、同、多武峰、同、布留社、夏、初瀬前宮内卿令詠歌、可押色紙形由誂宰相。仍今朝腰折 五 首書 送——関東入道於本居所作堂障子、書大和国名所(十 ヶ 所)、予——関東入道於本居所作堂障子、書大和国名所(十 ヶ 所)、予

雖処軽忽、此三人没後、詠歌右筆誰人乎。

(寛喜元年七月二十九日条)

石川速夫氏は、宇都宮神宮寺二十首の個々の詠歌と、定家・家隆石川速夫氏は、宇都宮神宮寺二十首に「定家らが障子歌を贈った寛喜元年(一二二拠として、同二十首は「定家らが障子歌を贈った寛喜元年(一二二地として、同二十首は「定家らが障子歌を贈った寛喜元年(11)とされた。しかし、宇都宮神宮寺二十首には後藤基隆が参加出詠しており、基隆の生年を勘案すれば、寛喜元年以後の催しであると考える方が妥当であると思われる。正確な催行年次は不明であるが、こる方が妥当であると思われる。正確な催行年次は不明であるが、こる方が妥当であると思われる。正確な催行年次は不明であるが、このほか素遥が参加出詠しており、少なくともその没年(弘 長 三年のほか素遥が参加出詠しており、少なくともその没年(弘 長 三年のほか素遥が参加出詠しており、少なくともその没年(弘 長 三年のほかまであろう。

5・3%にあたり、単純に考えれば、実に新和歌集のおよそ一九首歌数八七五首に対する四六首という数は、百分率で示すと全体の約首からの新和歌集への採歌は、四六首である。この、新和歌集の総資料としての役割は如何なるものであったのか。宇都宮神宮寺二十さて、新和歌集を編む上で、宇都宮神宮寺二十首の果たした撰集

密な関係を読み取ることが可能であろう。さらに言えば、二十首と 首との関係にも擬せられる、新和歌集と宇都宮神宮寺二十首との緊 勘した時、新和歌集への宇都宮神宮寺二十首からの採歌は、公的な 首中五七首(約3・5%)という採歌状況である。これらと比較考 長百首からの採歌は一九一五首中二五首(約1・3%)である。ま の入集は一三七一首中五七首(約4・2%)、『続古今集』への、弘 数歌の場合と、比較してみたい。『続後撰集』への、宝治百首 から 成立を挟むかたちで、相次いで成立した同時期の勅撰集における定 和歌集を編む上で、撰者は他の何物にもまして、宇都宮神宮寺二十 も関わらず、同二十首は新和歌集最大の撰集資料たり得ている。新 いう歌数は、量的には百首の僅か五分の一にしか過ぎない。それに 百首に劣らず、高率であることがわかる。そこに、勅撰集と応制百 た、時代は下るものの、『新後撰集』と嘉元百首の場合が一六 〇 七 に一首が同二十首の歌ということになる。この数値を、新和歌集の

場合はどうであろうか。新和歌集より知られる参加出詠歌人を列挙 のまま各勅撰集の主要歌人を網羅している。宇都宮神宮寺二十首の るべく催行された、公的な応制百首において、その詠進歌人達はそ 首を、最も主要な撰集資料として使用したということになる。 ところで、当り前のことであるが、当初より勅撰集の撰集資料た

平光幹(九・1) 西円法師(一七・3) すれば、以下の通りである。

藤原時家(八・4)

照因法師 (八・1)

藤原重頼女(七・1) 高階重氏(六・1)

藤原朝氏(七・1) 権律師謙忠(八・2) 素暹法師 (九・5) 净忍法師 10

のようになろう。

藤原基隆(五・1)

源基氏

(四 • 2)

謙基法師妹(二・2) 神行邦 (二・2)

丹波国長 (二・1)

清原時高 (五・1)

謙基法師 (三・2)

平秀政 (三・2)

藤原清定(二・1)

証蓮法師(一・1)

謙基法師姉(一・1) 源憲綱 (一・1)

*()内は、漢数字―新和歌集入集歌数・アラビア 数字―らち宇都宮神宮寺二十首からの採歌数

意が、この宇都宮神宮寺二十首には出詠していない点も留意されよ という事実が読み取れる。新和歌集中の多くの歌会・歌合・勧進和 十首には参加出詠していない。むしろ同二十首の参加歌人は、そう 既に没していた信生(三四首・六位)の兄弟の出詠がないのは頷け う。また、宇都宮の地で催行されたはずの催しであれば、

宗家の泰 歌等の催しにおいて、主催者もしくは中心的存在であった時朝・浄 した上位入集歌人達の次位に位置する、一○首前後の歌人達である 上の入集をみる上位歌人達のその全てが、例外なく宇都宮神宮寺二 る。しかし、時朝(五一首・二位)、景綱(四七首・三位)、 泰綱 綱・景綱父子が参加していない点も、不審と言わざるを得ない。 (四四首・四位)、浄意(三七首・五位)ら、新和歌集に三○首 以 以上、宇都宮神宮寺二十首について、諸点を整理してみると以下 在京していたと思われる蓮生(新和歌集への入集六四首・一位)、

(b) しかし、その参加歌人は、新和歌集の主要な歌人達である (a)新和歌集を編む上での、第一級の撰集資料である。 とは言い難く、むしろ中堅歌人達が多い。

跡が認められない。の社務職を相伝する宗家の泰綱・景綱父子は参加していた形の社務職を相伝する宗家の泰綱・景綱父子は参加していた形

う歌数も、 素暹の場合、宇都宮までの遠出は些か疑問視され、さらに、歌会と行されたとは考え難い。特に、かなりの老齢であったと推定される ている。下総東荘の素暹法師・鎌倉の後藤基隆・鹿島社に関係が深 疑わしい点である。参加歌人の中には、素暹法師や藤原(後藤)基 る点も、歌会という場に於ての詠作ではなく、私的な結び付きによ 姉・同妹というように、謙基の縁者がまとまって二十首を詠じてい 宮寺二十首とは、宇都宮神宮寺に奉納すべく、何者かにより私的に 都宮まで出向き、歌会という形式のもと、宇都宮神宮寺二十首が催 く、その周辺に住していたであろう浄忍法師らが、遠路はるばる字 隆、净忍法師など、東国文学圏において無視できない歌人達も存し で、同二十首は、実際に歌会という形で催行されたものかどうか、 十首ではなかった、という点である。このことは、(b) の参 加 歌 なかった、換言すれば、宇都宮氏一族にとっての、いわば公的な二 り、宇都宮神宮寺二十首は宇都宮家により執り行われた二十首では る勧進和歌であったことを物語っているように思える。二十首とい 企画・勧進された定数歌ではなかったか。謙基法師、及び謙基法師 無関係であるはずはなく、(c)に抵触する。 とすれば、 宇都宮神 して大々的に催行されたのであれば、泰綱・景綱ら宗家の歌人達が 人に目を転じた時、より一層その感を強くせざる を 得 な い。次い さて、以上の三点より看取されることとしては、先ず(c)よ 私的な勧進和歌と考える上で不合理ではなく、むしろ適

をもって示す。数字は新和歌集の歌番号) ぶす詞書の幾つかを、以下にそのまま掲げてみる。(いずれも 初出 の催しのそれと比較してみたい。新和歌集において、様々な催しをここで、字都宮神宮寺二十首の詞書を、稲田姫社十首などその他

②藤原時朝、稲田姫社にて十首歌講じ侍しに、夜梅薫風 (二①右大弁光俊朝臣鶴岳社にて講じ侍ける十首歌中に (五)

③宇都宮神宮寺障子歌 (七)

④蓮生法師八十賀屛風歌 (九)

⑤宇都宮神宮寺廿首歌に (三二)

⑦二条右兵衛督中将と聞えし時、鶴岳社にて五十首歌講じ侍け⑥鎌倉右大臣家の御会に、名所時鳥 (一〇六)

るに、山路月(二〇五)

⑧藤原時朝館の会に、月を (二三七)

当な規模であると言えよう。

掲出した形で記されており、それは⑤の宇都宮神宮寺二十首の詞書

にも当てはまる。同二十首が、神宮寺に於て歌会という形で執り行にも当てはまる。同二十首が、神宮寺に於て歌会が催行されなかったり、影響関係がないのは当然と言えよう。このように、詞書の分析以上、定家・家隆の歌を目にする機会もなかったと考えるべきであり、影響関係がないのは当然と言えよう。このように、詞書の分析以上、定家・家隆の歌を目にする機会もなかったと考えるべきであり、影響関係がないのは当然と言えよう。このように、詞書の分析以上、定家・家隆の歌を目にする機会もなかったと考えられるのいう形をとった催し、つまりは、勧進和歌であったと考えられるのいう形をとった催し、つまりは、勧進和歌であったと考えられるのである。

い

さて、では宇都宮神宮寺二十首をその中心となり催行したのは、さて、では宇都宮神宮寺の近くに居を構え、かつ同神宮寺に関係の深い人物、ということも重要な条件として押さえておく必要があるい人物、ということも重要な条件として押さえておく必要があるい人物、ということも重要な条件として押さえておく必要があるい人物、ということも重要な条件としては、東国に散在する歌人達能であったのか。その人物の条件としては、東国に散在する歌人達能であったのか。その人物の条件としては、東国に散在する歌人達能であったのか。その中心となり催行したのは、さて、では宇都宮神宮寺二十首をその中心となり催行したのは、

い。 して、西円法師により私的に勧進された定数歌であったと推定した「宇都宮神宮寺二十首とは、宇都宮明神の神宮寺への奉納を目的と

4

新和歌集は、『新和歌集目録』末尾に記された識語によれば、藤

ら、史実として疑わしいことなど、稿者も石田氏の御考えに従いた(8) われず、また為氏の宇都宮下向を伝える史料が見出せな いこと かざ都より下って、詠歌を蒐集した上に自ら撰集作業を行ったとは思料まで集めたとは考えられない」とされた。やはり、為氏がわざわ料まで集めたとは考えられない」とされた。やはり、為氏がわざわりまで集めたとは考えられない」とされた。 (2)

さて、それでは、後の問題として、新和歌集の実質的な撰者は一体誰であったのか。前節において考察した如く、宇都宮神宮寺二十体誰であったのか。前節において考察した如く、宇都宮神宮寺二十首と首の主催者(勧進者)は、西円であったと考えられる。同二十首と首の主催者(勧進者)は、西円であったと考えられる。同二十首と首の主催者(勧進者)は、西円であったと考えられる。同二十首といと言えよう。

これまで、新和歌集の実質的撰者としては、二人の名前が挙げら
これまで、新和歌集の実質的撰者として、新和歌集の実質的な撰者は一

点からも、景綱を単独で撰者と認定するのは、やや蓋然性に乏しい それぞれ単独で撰者と想定した場合、容易に説明できない矛盾が浮 る撰集と考えた上での仮説であった。しかし、時朝あるいは景綱を 時朝撰者説・景綱撰者説のどちらの説も、 確かに、前稿で申し述べたように、新和歌集に結実する宇都宮歌壇 れてきた。即ち、藤原 ついてであるが、前稿はもとより、小稿において略述した二・三の かび上がってくることも、また、 五十番歌合など景綱の活動も無視し得るものではない。ところで、 の諸活動において、時朝・浄意の果たした役割は大きい。また、百 (笠間) 時朝、 事実である。 藤原(宇都宮)景綱である。 新和歌集を単独撰者によ 先ず、景綱撰者説に

円が撰者であった可能性を吟味した後に、改めて検討を加えてみた と言え、慎重にならざるを得ない。残る時朝撰者説については、西

質的撰者であると想定したとしたら、どうであろうか。小稿におい 円を撰者と考えることで納得される点も含めて)、幾つか掲げて み て考察してきた諸点を中心に、西円を撰者と想定し得る根拠を(西 では、新和歌集が単独撰であったと仮定して、その上で西円を実

- (1) 六位)との比較においても、撰者として、むしろふさわしい 家・一一位、『続後撰集』為家・一九位、『続拾遺集』為氏・ 位は、当代勅撰集における撰者の入集順位(『新勅撰集』定 新和歌集の主要歌人である。しかも、入集歌数一七首・七
- (2) ものであると言える。 者(勧進者)として、必要にしてかつ十分な条件を満たす人 新和歌集第一の撰集資料である宇都宮神宮寺二十首の催行
- (3) 名であり、歌人としてまた古典研究者として、撰集を編み得 ことから、当時より、東国歌壇を代表する歌詠みとして、そ の実力を認められていた歌人であった。源氏学者としても高 東国において編まれた撰集類にも相当数の入集をみている
- はない。 り、この点からも新和歌集の撰者であったとして何ら不思議 実際に複数の私撰集(『楡関集』・『新玉集』)を編んでお 勿

る能力を十分に備えた人物である。

(5) 宇都宮に居住する関係から泰綱・景綱ら宗家の 歌稿 は

> 歌を集めることができたと思われる。 社十首)への参加も確認され、幅広い交友関係から多くの詠

論、時朝・浄意らとの親交に加えて、鎌倉関係の催し(鶴岳

- でおり、これらの歌人達の歌が、新和歌集に相当数入集して 後藤基政・源親行・素暹法師らとも、 『異本紫明抄』の建長五年の源氏談議の記事等によれば、 対等に交友関係を結ん
- いることの説明が容易である。
- る折、白川にて詠作した歌が配されている。新和歌集への入(名) 新和歌集羇旅部の巻頭歌は、平光幹が京より関東に帰還す との結び付きから納得される。 が宇都宮神宮寺二十首の参加者であったことを思えば、西円 集も八首を数える光幹がこのように厚遐されている点も、彼
- る。僧侶歌人達の多くは、宇都宮神宮寺の供僧であった可能 院など)を考える上で重要な示唆を含んでいるように思われ 集が目につく。このことは撰集作業が行われた場(例えば寺 新和歌集には女房歌人の歌が極端に少なく、僧侶歌人の入

性が強く、西円はそのような詠歌を蒐集するに際し、最も適

した位置にいた人物であったと思われる。

- 二・三存する。 た場合に比して、以下のようなやや否定的にならざるを得ない点が さて、では時朝撰者説をとった場合であるが、西円撰者説をとっ
- 晩年の自撰であると思われる時朝集は、前半に諸撰集に入集した自 成をとる。然るに、その自撰であるはずの家集に、自身の歌を五一 身の詠歌をそのまま抄出、後半には未入集歌を配すという特異な構 第一に、時朝の家集をめぐる問題である。歌題などの配列より、

が殆ど一致して然るべきである。しかし、実際にはそうではなくたれならば、その場合、家集に収めた詠歌と新和歌集中の時朝歌と集に名を出さなかった、という考え方も一方に存しようかと思う。 いっさない以上、時朝が新和歌集の撰者であったと考えることには明できない以上、時朝が新和歌集の撰者であったと考えることには首収める新和歌集の名が見えない。やはり、この点がはっきりと説

し、時朝から定数歌を勧進されている。寂身撰になる私撰集『撰玉集』以下に六首入集の勅撰歌人・寂身法師は、一時期東国 に 滞 在歌集への入集が一・二首程度にとどまっている点である。『新 勅 撰歌二に、時朝と親交のあった歌人達が、その力量に反して、新和

い)、この考えも可能性は薄いと言える。

(新和歌集の五一首中約三分の一にあたる一六首が家集 に 見 え な

あると言わざるを得ない。

を、時朝が第一の撰集資料に用いたと考えるのは、やはり不自然で

薄だった人物ということになろう。この点においても、西円は撰者薄だった人物ということになろう。この点においても、西円は撰者高にて親しい交友関係を結んでいた。また、東国歌壇の歌人とされる清定が撰んだ私撰集『拾葉集』に、時朝の歌は五首採られている清定が撰んだ私撰集『拾葉集』に、時朝の歌は五首採られている清定が撰んだ私撰集『拾葉集』に、時朝の歌は五首採られている清定が撰んだ私撰集『拾葉集』に、時朝の歌は五首採られている清定が撰んだ私撰集『拾葉集』に、時朝の歌は五首採られている清定が撰んだ私撰集『拾葉集』に、時朝の歌は五首採られている清定が撰んだ私撰集『拾葉集』に、時朝の歌は五首採られている清に大いで、東国歌壇の歌人とされる清だった人物ということになろう。この点においても、西円は撰者であろう。翻って言えば、新和歌集の中枢とも言うべき歌人達というのが異者であれば、寂身・清定ともにより多くの入集が自然をある。時朝が撰者であれば、寂身・清定ともにより多くの入集が自然をある。時朝が撰者であれば、寂身・清定ともにより多くに、京歌を書きたいである。

集の主要歌人達が参加せず、しかも自身でさえ不参加の 同二十首考えられない点である。蓮生・信生・泰綱・景綱・浄意ら、新和歌第三に、宇都宮神宮寺二十首を、最大の撰集資料とする必然性がとしてふさわしいと言える。

このように、時朝を実質的撰者は西円法師であったと考え、ことも現時点では、それが認められない。時朝撰者説との比較においてこれも、西円を新和歌集の撰者に比定することは、蓋然性においてこれを凌駕すると言える。結論として、西円は最も撰者たるにふさわしい人物であり、仮に新和歌集が複数の撰者による集団撰であった場を凌駕すると言える。結論として、西円は最も撰者たるにふさわしい人物であり、仮に新和歌集が複数の撰者に想定した場合には、容易に説明このように、時朝を実質的撰者に想定した場合には、容易に説明

にひとつの仮説として、新和歌集西円撰者説を提出する もの で あ稿者は、新和歌集の実質的撰者は西円法師であったと考え、ここ

おわりに

る。

ことながら西円である、とされた。以後、久曽神氏の御説に異を唱との前提に立脚し、故に新和歌集(=『新玉集』)の撰者は当然のきた。久曽神昇氏は、『新玉集』と新和歌集とが同一の撰集である形跡があること等により、両集をめぐって様々な仮説が提出されていたる。新和歌集・『新玉集』の両集とも、宇都宮打聞と呼ばれていたる。新和歌集と『新玉集』との問題であさて、ここで想起されるのは新和歌集と『新玉集』との問題であ

り相次いで公にされ、これまでのところ別本説が有勢である。 えるかたちで、両集は全く別の撰集であるとする御論考が諸氏によ

検討する必要が生じてきたと言える。 きであろう。所謂「二つの宇都宮打聞」の問題は、視点をかえて再 可能性が大きくなった現時点において、もう一度顧慮されて然るべ 同じものであるとされた氏の推定は、新和歌集の撰者が西円である 拠は全く異なったものである。しかし、新和歌集と『新玉集』とが より、西円撰者説を提出するに当たっての、久曽神氏と稿者との論 より、新和歌集の実質的撰者が西円であった可能性は大きい。もと 小稿において考察してきた如く、その内部徴証及び外的諸条件に

べたい仮説が存するが、これについてはまた稿を改めたい。 新和歌集は西円の撰であった可能性が高いとの私見を提示したい 新和歌集と『新玉集』との二つの宇都宮打聞についても申し述

1

- 弘長元年(一二六一)までの切継期間を経て成立。 正元元年(一二五九)中の成立か、または正元元年に一応成立、以後
- 2 「宇都宮歌壇の再考察―笠間時朝・浄意法師を中心に―」(『国語 と国 文学』六五一三 昭六三・三)
- 版昭五八・一〇) それぞれ祐徳稲荷中川文庫本、松平文庫本(一三〇一七)による。 『源氏物語の研究―成立と伝流―』(笠間書院 昭四二・九 増補改訂
- 5 物語成立年譜攷~源光行一統年譜を中心に~』日本古典文学会 ・五)の御研究による。 物語成立年譜攷-源光行一統年譜を中心に-』日本古典文学会 昭五五人物の比定は、稲賀敬二氏(前掲書)・池田利夫氏(『新訂河内本源氏
- とめられたものではあるまいか」(『私家集大成』景 | 景川集 解題)とされ 『新式和歌集』(宇都宮二荒山神社刊 昭五一・一〇)解説 福田秀一氏は「永仁元年(一二九三)の勅撰集の企画を契機としてま

ている。今日それを否定する積極的な根拠は見あたらない。

8

9

- 縦雖為末社、不可有緩怠之儀、 右、於造営者、巡年有限、其外臨時破壞出来者、宜令不日修造也:
- 対し深謝申し上げる。 弘安式条の成立」(菊地卓氏執筆)に負うところ大 で あった。御学恩に 条』については、同書「明神と宇都宮氏」(石川速夫氏執筆)・「宇 都 宮 『宇都宮市史 第三巻 中世通史編』三一頁。なお、『宇都宮 弘安 式
- いつか又立かへりなむ有度浜のうとく成にしあとの白波 ゐてのち、かしこなる人のもとへ申つかはしける

 想生法師 駿河国うどはまにとしごろすみ待りけるが、うつの宮にうつり

10

は数多くの僧侶達が居住していたものと思われる。 如く、蓮生を慕って出家遁世した者は多い。彼らを含め、宇都宮の地に 宮弥三郎頼綱於二下野国, 遁俗。 蓮生。 同出家郎従六十余人 云。」 とある また、『吾妻鏡』元久二年八月の記事に「十六日庚午。(略)今日宇都 (新和歌集 雑下 八一九)

11 西円という名前は、宇都宮氏初代の僧侶、宗円を連想させる。『続群 侶達のあいだで広く知られていたものと考えられる。西円は、その名が ろう。新和歌集の撰集期には、宇都宮氏の祖にして霊験あらたかな僧侶 りは北条氏による幕府掌握後に創作される必然性は薄いと言え、少なく ない。こうした源氏嫡流との関係を伝える話は、源氏の滅亡以後、つま を物語るものとして、同一族にとり、極めて重要なものであったに違い 嫡流との強固な結び付きを示すとともに、宇都宮の地を所領とした契機 物である。真偽の程は怪しいものの、この宗円の話は、宇都宮氏と源氏 祈祷を行い、その功績によりそのまま同地に住みついたと伝えられる人 の役の際、源義家に従って東国に下向、下野宇都宮において逆賦調伏の **寺類従』所収「宇都宮系図」等の語るところによれば、宗円は、前九年** あったかとも思われるが、この点は想像の域を出るものではない。 宇都宮氏初代の僧侶・宗円と類似している点から、初代の神宮寺学頭で ・宗円の伝説は、その名とともに宇都宮氏一族や神宮寺周辺に集まる僧 とも、鎌倉時代のごく初期には出来上がっていたと考えるのが妥当であ

12 あるいは、宇都宮明神の社務職を相伝する、いわば神官御家人として くより僧籍に出されたため、系譜類に該当者が見あたらないのかとも想 特異な立場にあった宇都宮氏にあって、社僧連中の柱石となるべく、早 像されるが、一族であったか否かについては、やはり現時点では不明と

言わざるを得ない。

13 家隆の詠み送った歌は、いずれも『壬二集』(1701, 1954, 1955, 2158 2159) に収められている。(番号は『私家集大成』) 『宇都宮市史 第三巻 中世通史編』五三一頁

なり、些か無理がある。 が寛喜元年以前の催行とするとき、基隆は僅かに十歳前後ということに 四)誕生)の寛喜元年当時の年齢は十六歳である。宇都宮神宮寺二十首 基隆の生没年は未詳であるものの、その兄基政 (建保二年(二二)

素暹の没年については、『和歌大辞典』所引の説によった。

ことになる。 掲注(15)参照)。その当時ですら、素暹の年齢は六○歳に達している 早くとも貞永年間(一二三二~三)よりは上らないものと思われる(前 歳で没したとされる。宇都宮神宮寺二十首の行われた時期は、どんなに 『和歌大辞典』所引の説によれば、素暹は弘長三年(一二六三)、九一

宇津(都)宮撰之」とある。 される形で伝存し、単独の伝本はない。末尾の識語に「藤原為氏卿下向 『新和歌集目録』は著者・成立時期ともに未詳。新和歌集の諸本に 付

「国語と国文学』 二四―一三 昭二二・一二 大番はてゝくだり侍けるに、白河の花の木ずゑ見すてがたくお

しら川の木ずゑにとまる心哉都をいづる春のあけぼの ぼえければ

平光幹

り撰者は西円であったことが知られる。 散佚私撰集。抄出された五十三首が時朝集に残存。時朝集の注記によ

ダム清心女子大学古典叢書 河海抄=紫明抄・河海抄(角川書店) 宇都 宮弘安式条=宇都宮市史中世史料編 明月記=国書刊行会本 新和歌集= 「校本『新和歌集』」(『芸文研究』五十号、五十一号) 勅撰作者部類 = 八代集全註 小稿における所引の本文は、以下の書によった。 沙石集=岩波文庫 異本紫明抄=ノートル 吾妻鏡=新訂増補

を付した。 国史体系 なお、引用に当たっては、歴史的仮名遺いに改め、私に濁点及び句読点

> 表の一部に、加築したものである。

> 席上御教示賜った先生方に厚く御礼申 し上げる。 小稿は、慶応義塾大学国文学研究会(昭61・6・28)の口頭発